

「令和 6 年度食品安全委員会運営計画（案）」に関する意見・情報の
募集結果について

1. 実施期間 令和 6 年 2 月 7 日～令和 6 年 3 月 7 日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 7 通

4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
1	1. 第 3 食品健康影響評価の実施 (2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について 意見 事業者に寄せられた消費者のクレームも同じく申請に加えるように事業者に通達して欲しい 理由 事業者だけの意見や知識に偏る申請になりかねないから	食品安全委員会は、企業からの申請に基づいてリスク管理機関から要請があった場合には、原則としてリスク管理機関から提出された資料を用いて、評価を行っています。その際、資料について疑問点がある場合や、資料の内容が不足していると判断された場合は、リスク管理機関に対して、必要な追加資料の提出を求めたり、食品安全委員会独自で科学的な知見を収集することがあります。

	2. 第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進 2 食品の安全性の確保に関する調査の推進 (1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定 意見 食の安全ダイヤルから寄せられた消費者の意見も必ず加え調査すべき 理由 売られている食材、加工品に洗濯洗剤や柔軟剤の日用品香料、化学物質が付着している事がある。 味や風味に洗剤臭があるが製造者が香料使用者だと嗅覚疲労により感知出来ていない。 マイクロカプセル香料を使用している製造者や資材への移香、器具洗浄に香料製品を使用し製造過程で食品に関係しない香料、化学物質が加工品などに添加されているがまだこれについて対応する組織機関や動きがないため	食の安全ダイヤルにお寄せいただいたご意見については、食品安全委員会内で共有し、必要と判断された場合にはリスク管理機関へ伝達する等対応することとなっています。
	3. 3 関係機関・団体との連携体制の構築 (2) 地方公共団体との連携について 意見 学校教育関係者及び食品関係事業者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発するなかに、マイクロカプセル香料による健康被害と嗅覚刺激による脳の順化によって、嗅覚の疲労が起きていること、これにより安全な調理が妨げられることの周知も必要 (正しい味覚が阻害され、適切な味付け、異臭など食品の傷みなどを察知できない恐れがある)	食品安全委員会は、食品の摂取により人の健康に及ぼす影響についての評価（食品健康影響評価）を行う組織です。 したがって、ご指摘のマイクロカプセル香料は食品ではないため、評価の対象とはなっていません。

	調理製造に関わる場合は環境で分解される安全な無香料洗濯洗剤（石鹼、重曹等）で洗濯洗浄するよう周知も必要 (5) 学術団体との連携 によって製造過程で意図せず行われているマイクロカプセル香料等の化学物質汚染実態調査も希望 理由 現状、実店舗で洗剤臭がする食品食材が売られている。 市販の合成洗剤を使用した衣服からはマイクロカプセル香料やそれらを徐放するため揮発性有機化合物、その他有害な化学物質が空气中に発散されている。 その化学物質が食材や料理、加工品に添加され製造者による無自覚な食品汚染が行われている現状があるため	
2	毎日の飲み水が PFAS に汚染されていたことに非常に憤りを持っている。 いまだに西東京市の私の地域では取水停止していないことも。 そうした市民の健康を無視するような行政の有り様を変え、飲み水を PFAS ゼロにすべきであり、米国並みの基準にしてほしい。 日本の基準は、世界でもっとも厳しい基準を採用すべきだ。 緩い基準などとんでもない。	いただいたご意見については、同時期に意見・情報の募集を実施しておりました「有機フッ素化合物（PFAS）に係る食品健康影響評価に係る審議結果（案）」の意見・情報の募集の結果（今後、公表予定）においてより詳細にご説明しますので、そちらをご覧ください。
3	冒頭の「国民の健康の保護を最優先に」を掲げるのであれば、GMO 食品、海外では禁止されている食品添加物・農薬を使用する食品・野菜にを一定割合以上販売する業者、メーカーに対して増税してください。そしてこれらを使用	食品安全委員会は、食品の摂取により人の健康に及ぼす影響についての評価（食品健康影響評価）を行う組織です。いただいたご意見につきましては、関係するリスク管理機関へお伝えします。

	しない業者、メーカーに補助金を出してください。そうするだけで食が原因の医原病を減らし、国民の健康を保護することができます。	
4	1. 第3 食品健康影響評価の実施 客観的かつ中立公正なリスク評価を推進とありますが、グリフォサートの使用基準や食品添加物、畜産に使用するホルモン剤（輸入牛肉とか）など、諸外国と比べ基準が甘いと思います、現行の選考基準を大幅に見直す必要があると考えます。 また早期に食品健康影響評価が終了するよう～とありますが、食べてすぐ害があるものではないので、長期のリスクを考慮しないといけません、早期に評価終了は無理かと思います。 2. 第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進 情報自体が間違っていると、洗脳になりますのでよくよく考えて、多種多様な意見を発信すべきだと思います。特に子供さんには。 また、遺伝子組み換え、ゲノム編集、昆虫食など治験が少なすぎて危険と考える国民もすくなくありません。表示義務もないため選択すらできない状況です。海外のスーパーで日本の加工食品、調味料、お菓子などは、非常に危険と表記されています、少なくとも選択肢があるわけです。最低限日本もそのようにしないと自己責任ですらなくなります。表示が多くなるなら QR コードで表示しましょう、DX 的にもいいのではないですか、ご一考ください。	食品安全委員会は、食品の摂取により人の健康に及ぼす影響についての評価（食品健康影響評価）を行う組織であり、基準に関するご意見は、リスク管理措置に関する御指摘であることから、リスク管理機関である厚生労働省（4月以降は消費者庁）や農林水産省へお伝えします。 また、食品の安全については、短期的な影響のみならず、長期的な影響を含めて食品健康影響評価を実施しています。 食品安全委員会が実施している食品健康影響評価は、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行われたものです。食品健康影響評価の結果については、ホームページや SNS 等で発信しています。その他にも、毎日各国・地域の多様な情報を収集し、国内外の食品の安全に関する知見について発信しています。 また、若年層向けには食品の安全性について科学的な知識を深めてもらうための資料や動画を作成し、ホームページで公開しています。 今後も、最新の科学的知見に基づき食品の安全性に関する効果的な情報発信に努めてまいります。

		なお、表示に関するご意見に関しては、所管している消費者庁へお伝えします。
5	動物を用いない評価手法の新規開発、評価、採用等を推進することについて、盛り込むべき。 令和6年度食品安全委員会運営計画 新旧対照表（案）の2ページ「第3 食品健康影響評価の実施」の2に「20周年シンポジウムにおける成果を踏まえ、食品健康影響評価に関する長期的な課題を整理するとともに、対応の方向性について検討を行う。」との記述がありますが、20周年シンポジウムでは、第2部「新たな評価手法の導入」の主なテーマは動物実験の代替についてでした。シンポジウムでメインテーマのひとつとして取り上げておきながら、パブコメ案でその点について全く触れていないのは、おかしいと思います。動物と人との間には種差があり、人での毒性の評価を動物を介さず行うことは、世界的にも重要な課題となっています。動物実験の代替について、令和6年度食品安全委員会運営計画に盛り込んでください。	食品安全委員会20周年シンポジウム第2部においては、新たな評価方法の導入への取組について、各国・国際機関の現状と課題について共有され、更なるデータや経験の蓄積の必要性等が示されました。この中で動物実験以外の <i>in vitro</i>、<i>in silico</i>等の手法の推進とその課題についても併せて議論されました。また、データの共有や評価の国際調和等の面で、国際協力が重要であることを改めて確認したところです。 それらを踏まえ、食品安全委員会における新たな評価手法の導入に関して、本運営計画案の「第3 食品健康影響評価の実施」の2の中では、食品健康影響評価に関する長期的な課題を整理するとともに、対応の方向性について検討を行うこととしています。 また、本運営計画案の「第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進」においては、ロードマップを踏まえた研究・調査事業を計画的に実施することとしており、このロードマップには、新たな食品健康影響評価方法の導入や実験方法の改善のための研究・調査を推進することとしています。
6	1. 第3において、「早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。」、「標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き1年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。」	食品安全委員会では、食品安全基本法に基づき、国民の健康の保護が最も重要であるとの基本的認識のもと、食品健康影響評価を行っており、評価に際しては、専門委員等に精力的にご議論いただいています。

	とされていますが、早期に評価を終了させるより、厳密な評価をするのが最優先のはずです。 また、「農薬の再評価について、評価指針等に基づき、各種試験データや公表文献等を用いて、最新の科学的水準に立った評価を進める。」としていますが、調査審議においては、申請者・農薬メーカーの資料はあくまで参考にとどめ、第三者の資料をメインに審議してください。申請者の資料は申請者に有利なものになりがちであるのは止められませんから。	このため、例えば、農薬等の食品健康影響評価の審議において、資料の内容が不足していると判断された場合は、必要な追加資料等の提出を求めており、場合によっては、評価結果の通知までに1年を超えることもあります。
	2. 第4にて「食品の安全に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を令和7年2月を目途に実施する。」とのことですが、アンケートの設計・質問内容については、回答を誘導するようなことがないよう、アンケートの内容については、事前にパブコメ等で国民の意見を反映するようにしてください。	本アンケートは、食品安全モニターに対して毎年実施しているもので、経年的な傾向を把握するための質問と、時事的なテーマの質問で構成されており、調査結果は、セミナー等の企画や資料作成に利用するものです。
	3. 第5にて、触れられていませんが、農薬の複合影響の検証を推進するために、食品安全委員会で独自の調査研究機関を設けるなどすることで、検証を進めてください。	食品安全委員会においては、ロードマップ等を踏まえ、研究・調査を計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用することとしています。来年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、ロードマップを踏まえた優先実施課題を策定し、公募・審査を行った上で、食品健康影響評価等の実施のために必要性の高いものを選定しています。
	4. 第6については、コミュニケーションにおいて、現在でも「食品安全委員会の主張は正しく、国民	食品安全委員会としては、食品健康影響評価の結果等について、ホームページやSNS等で情報発信

	は不正確なリスク情報に踊らされている」的な表現となっていますが、国民が安心できない現状 （例：農薬等の残留基準が緩いのではという懸念に、きちんと答えていない）を改められるくらいの、わかりやすい説明をするか、規制を強化するなりしてください。	するとともに、消費者、報道関係者、食品事業者、教育関係者等との意見交換等に積極的に取り組んでいるところです。 国民のみなさまに食品の安全性に関する知識と理解を深めていただけるよう、より一層こうした取り組みを進めてまいります。
7	1. 第三の食品健康影響評価ですが、遺伝子組み換え食品、農薬、抗菌性物質使用、ゲノム編集、除草剤、PFAS、ALPS処理水等々、健康への影響が分かりにくかったり、区別が難しかったり、時間が経過してから影響が出るものについて、悪影響の証拠や証明がないからといって、安全であるという評価はしないでください。影響が出てから、あるいは証明されてからでは、結果が重大になるのは、今までの公害や被爆の実態から分かることです。案の第一にあるとおり、「国民の健康の保護最優先」をお願いします。	食品安全委員会は、国民の健康の保護を最優先にその時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて食品健康影響評価を行っています。 食品の安全については、短期的な影響のみならず、長期的な影響を含め評価を行っています。
	2. パブコメ案に盛り込まれていないのですが、「動物実験を行わない評価手法の新規開発・評価・採用」を推進してください。命を粗末にすることを前提とすることが、人の健康をも何らかの理由があれば粗末にするのが公害でした。また、動物実験は種差のため安全という評価はできないのにそれを使うのは不正の余地がある。また、動物福祉や命の大切さの観点からも世界的に動物を介さない評価は重要となっています。動物愛護法を無視した手法であって、実態がオープンになっていません。	食品安全委員会20周年シンポジウム第2部においては、新たな評価方法の導入への取組について、各国・国際機関の現状と課題について共有され、更なるデータや経験の蓄積の必要性等が示されました。この中で動物実験以外の <i>in vitro</i>、<i>in silico</i>等の手法の推進とその課題についても併せて議論されました。また、データの共有や評価の国際調和等の面で、国際協力が重要であることを改めて確認したところです。それらを踏まえ、食品安全委員会における新たな評価手法の導入に関して、本運営計画案の「第3 食品健康

		影響評価の実施」の2の中では、食品健康影響評価に関する長期的な課題を整理するとともに、対応の方向性について検討を行うこととしています。 また、本運営計画案の「第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進」においては、ロードマップを踏まえた研究・調査事業を計画的に実施することとしており、このロードマップには、新たな食品健康影響評価方法の導入や実験方法の改善のための研究・調査を推進することとしています。
--	--	---

※いただいたものをそのまま掲載しています。